

新みなと3浮棧橋の使用法等について



1 浮棧橋の概要

- (1) 名称 新みなと3浮棧橋
- (2) 全長 36.0m
- (3) 全幅 2.5m

2 係留可能な船舶

- (1) 総重量 19トン以下
- (2) 接岸速度 0.5m/秒
- (3) 水深 -4.5m
- (4) 上記の条件を満たす船舶の一時的な係留を許可するものとする。
(原則 24 時間まで)

3 使用申し込み等の流れ

- (1) 浮棧橋を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に港湾部へ問い合わせ（平日（月～金）の勤務時間内のみ）が必要です。
- (2) 使用者の船舶の規格（総重量、全長など）及び係留時間帯などを確認します。
- (3) 関係機関（旅客船協会等）と協議・調整後、係留の可否等を判断します。

4 申請書等

- (1) けい船岸壁、ドルフィン、けい船棧橋、車両乗降施設、泊地使用許可申請書別紙（様式1）
- (2) 船舶検査証の写し

5 使用料

- (1) 佐世保市港湾管理使用条例第7条別表に規定する額を徴収する。

船舶総トン数1トンまでごとに
①けい留2時間まで 2円10銭
②けい留2時間を超え、24時間まで 2円73銭

- (2) 使用料は前納とする。なお、市外の使用者については事前に現金で徴収する。

連絡先 佐世保市港湾部みなと振興・管理課
電話 22-6129 （担当：友廣）